

議案第 8 号

合併の方式について

合併の方式については，次のとおりとする。

平成 1 5 年 9 月 2 6 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 福 田 富 一

合併の方式は，上三川町，上河内町，河内町及び高根沢町を廃止し，その区域を宇都宮市に編入する編入合併とする。

## 合併の方式について

合併の方式には「新設合併」と「編入合併」の二つがあります。

### 1 合併の形態による比較

項 目	新 設 合 併	編 入 合 併
定義	2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置くことで、市町村の数の減少を伴うもの。	市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで、市町村の数の減少を伴うもの。
法人格	合併関係市町村の法人格は全て同時に消滅し、新たに法人格が発生する。	編入される市町村の法人格は合併と同時に消滅し、編入する市町村の法人格が継続する。
合併市町村の名称	新たに制定する。	編入する市町村の名称とすることが多いが、新たに制定することもできる。
事務所の位置	新たに制定する。	通常は編入する市町村の事務所の位置となる。
財産の取扱い	合併市町村が引き継ぐ。	通常は編入する市町村が引き継ぐ。
議会議員の定数及び任期の取扱い	原則 消滅する合併関係市町村の議会の議員は失職する。 合併市町村の法定数による設置選挙を行う。	編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される市町村の議会の議員は失職する。
	特例 次のいずれかによることができる。 設置選挙において、新設合併の特例定数（法定数の2倍まで）とする。  合併関係市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、最長2年間在任する。	次のいずれかによることができる。 増員選挙及びこれに続く最初の一般選挙において編入合併の特例定数とする。（増加分は編入された区域に配分）  編入される市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、編入する市町村の議会の議員の残任期間だけ在任する。この場合、更に最初の一般選挙において編入合併の特例定数を採用することができる。

項目	新 設 合 併	編 入 合 併
農業委員会 委員の任期 等の取扱い (合併市町 村に1つの 委員会をお く場合)	原則 消滅する合併関係市町村の委員(選挙による委員, 選任による委員)は 全て失職する。	編入する市町村の委員はそのまま在 任し, 編入される市町村の委員は全 て失職する。
	特例 合併関係市町村の委員(選挙)のう ち, 合併市町村の農業委員会の委員 の被選挙権を有することとなる者 は, 10~80人の範囲で, 1年以内の 間, 在任できる。	編入される市町村の委員(選挙)の うち, 合併市町村の農業委員会の委 員の被選挙権を有することとなる者 は, 40人までの範囲で, 編入する市 町村の委員の残任期間在任できる。
一般職の職 員の身分の 取扱い	引き続き合併市町村の職員として身 分を保有する。	編入する市町村の職員は在任し, 編 入される市町村の職員は, 編入する 市町村の職員として身分を保有す る。
特別職の職 員の身分の 取扱い	消滅する合併関係市町村の特別職の 職員は全員失職する。(新たに選任す る。)	編入する市町村の特別職の職員は在 任し, 編入される市町村の特別職の 職員は全員失職する。
条例, 規則等 の取扱い	消滅する合併関係市町村の条例・規 則は全て失効する。(新たに制定す る。)	編入する市町村の条例・規則を適用 する。(合併に伴い必要な改正を行 う。)
市町村建設 計画	合併関係市町村全域に係る建設計画 を作成する必要がある。	少なくとも, 編入される市町村の区 域についての建設計画を作成する必 要がある。